

# けんぽだより 11

2023  
令和5年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 従業員の皆さまの健康増進のため、健診結果の提出にご協力ください

協会けんぽでは従業員の皆さまの健康の保持増進を図ることを目的として40歳以上の従業員の方々の健診結果をご提出いただき、無料の健康相談サポート（特定保健指導）を行っております。従業員の健康の増進への取組は労働生産性の向上や企業のイメージアップにもつながりますので、健診結果データの提供にご協力くださいますようお願いいたします。

協会けんぽの補助を使った  
「生活習慣病予防健診」を  
受診していますか？

Yes

健診結果の提出は**不要**です。

（健診機関から協会けんぽへ直接健診結果が提供され、生活習慣の改善が必要な方がいる場合は、特定保健指導のご案内を事業所へお送りしております。）

No

労働安全衛生法上の**定期健康  
診断**を実施されていますか？

No

事業所の規模等によっては労働安全衛生法で年に1回従業員に健診を受けさせなければならないと定められております。

**従業員の健康確保のため、必ず実施しましょう。**

Yes

健診を受診した後は

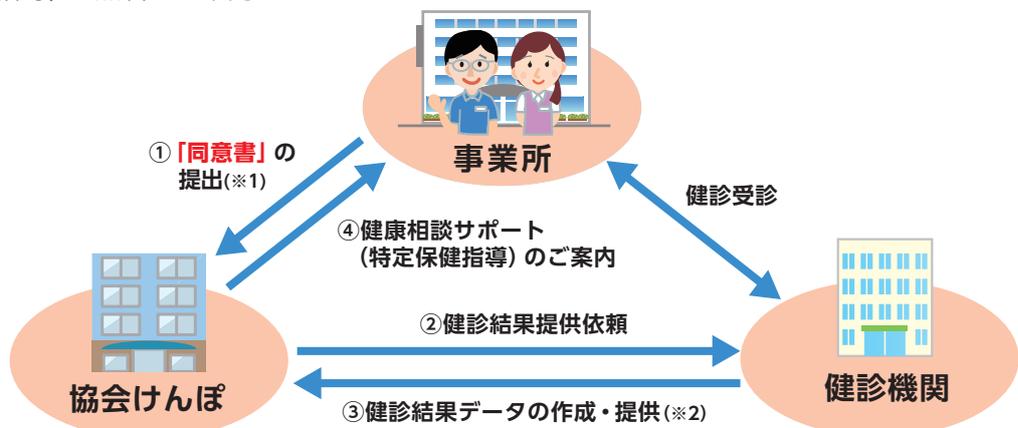
### 健診結果を協会けんぽへ提出

まずは同意書を提出するだけ！～健診結果の提出方法～

健診結果の提供方法は、**同意書に受診している健診機関名をご記入いただき、協会けんぽへ提出する**だけです。

同意書に記入いただいた健診機関から協会けんぽに直接健診結果データを提供いただきます。その後、協会けんぽから事業所を通じて従業員の皆さまの生活習慣病の発症や重症化を予防する健康相談サポート（特定保健指導）を無料でご案内いたします。

「同意書」  
ダウンロード  
はこちら!▼



(※1) 受診している健診機関を変更された場合は、再度同意書のご提出をお願いいたします。  
（既に同意書を提出しているA病院で例年健診を受けているが、今年度は同意書を提出していないB病院で健診を受けることになった場合等）

(※2) 健診機関が協会けんぽに健診結果データを提出できない場合は、事業主さまへ協会けんぽに直接健診結果の提出をお願いする場合がございます。

お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313

# ケガの治療に保険証を使用した場合、 負傷原因の照会を行う場合があります

健康保険証を使用してケガの治療をされた場合、受診した医療機関等から協会けんぽへケガの治療に関する医療費の保険負担分の費用が請求されますので、ケガの発生状況等について、以下の**3つ**のいずれに該当するかを確認させていただく場合がございます。

## 1 業務上または通勤途上のケガ

### 労災保険の給付対象となります。

(労災保険を使用するか、健康保険を使用するか、ご自身で選択することはできません)。

労災保険が適用となった場合は、医療費の返還のお手続き等を行っていただいた上で、その分の費用を労災保険に請求していただけます。

※労災保険はパートやアルバイトを含むすべての労働者が対象です。

※労災保険のご相談はお近くの労働局・労働基準監督署へご連絡ください。



## 2 第三者行為によるケガ（交通事故や暴力など）

第三者の行為が原因でケガをした場合でも、業務上や通勤途上の事故等が原因でなければ健康保険で診療を受けることができます。

ただし、この場合協会けんぽが相手方（加害者）に治療費の請求をするため、「**第三者行為による傷病届**」を提出いただく必要があります。

「第三者行為による傷病届」について詳しくはこちら▼



## 3 プライベートでのケガ（第三者行為を除く）

### 健康保険が適用されます。

その後のお手続きはありません。



大変お手数をおかけしますが、照会文書「負傷原因回答票」が届いた際は必ずご回答のうえ、ご返送くださいますようお願いいたします。

(※)照会文書は受診月の約3か月後に被保険者さまのご自宅へお送りします。

負傷原因は正しく医師等にお伝えいただき、診療を受けましょう



お問い合わせ先

レセプトグループ TEL **043-382-8314**



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL **043-382-8311**(代表)



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お手続きは郵送をご利用ください



ご退職される方・扶養からはずれる方の保険証は速やかに返納ください。